



宮 崎 県 公 報

令和3年3月4日(木曜日) 第 185 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1

告 示

- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1
- 民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2
- 民有林の保安林の指定解除…………… (") 2
- 耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定…………… (農村整備課) 2
- 令和3年度における建設工事等の特定調達契約に係る競争入札参加資格等…………… (管理課) 2

頁

- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3
- 特例道路占用区域の指定…………… (") 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 3
- 大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (") 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 5
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (") 5
- 知事が行う都市計画事業の変更の公告…………… (都市計画課) 5

教育委員会規則

- 宮崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則…………… 5

規 則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第2号

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則(昭和31年宮崎県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>専門委員等の報酬の額は次のとおりとし、費用弁償の額は一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>報酬の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門委員、顧問、参与</td> <td>1日につき26,000円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して別に定める額</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の額	[略]		専門委員、顧問、参与	1日につき26,000円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して別に定める額	[略]		<p>専門委員等の報酬の額は次のとおりとし、費用弁償の額は一般職の職員の例により計算した旅費に相当する額とする。</p> <p>報酬の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門委員、顧問、参与</td> <td>1日につき26,000円を超えない範囲内又は1月につき546,000円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して別に定める額</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	報酬の額	[略]		専門委員、顧問、参与	1日につき26,000円を超えない範囲内又は1月につき546,000円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して別に定める額	[略]	
職 名	報酬の額																
[略]																	
専門委員、顧問、参与	1日につき26,000円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して別に定める額																
[略]																	
職 名	報酬の額																
[略]																	
専門委員、顧問、参与	1日につき26,000円を超えない範囲内又は1月につき546,000円を超えない範囲内において、一般職の職員の給与との権衡を考慮して別に定める額																
[略]																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

して次のものを指定した。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第161号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行と

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
2年-37	映画	異常快樂 さかりのついた犬たち	山崎組 <新東宝映画>	令和3年2月22日
2年-38	映画	ロード・オブ・カオス (原題) LORDS OF CHAOS	AMGエンタテインメント (イギリス、スウェーデン、ノルウェー)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第162号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字内ノ川内5895-14
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第163号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除に係る民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字辰喰5957-1・5957-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 民有林の保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
 - (「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第164号

土地改良法施行法(昭和24年法律第196号)第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治42年法律第30号)第73条第4項の規定により、下弓田耕地整理組合(串間市)の組合長臨時代理者を次のとおり指定した。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

氏名	住所
島田俊光	串間市大字西方5550番地

宮崎県告示第165号

令和3年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)並びに資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - (1) 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)
 - (2) 測量(測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量をいう。)
 - (3) 建設コンサルタント業務(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第19条第3号に規定する建設コンサルタントの業務のうち土木に関する工事の設計業務をいう。)
 - (4) 地質調査業務(地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査をいう。)
 - (5) 補償コンサルタント業務(補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償業務をいう。)
 - (6) 建築設計業務(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第7項に規定する設備設計に関する業務又は同法第23条第1項に規定する設計等の業務をいう。)
- 2 競争入札の参加者の資格
 - 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
 - (1) 申請の方法
 - 要綱第5条に規定する申請書等(以下「申請書類」という。)を持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。
 - (2) 申請書類の受付期間
 - 申請書類は、案件毎に公告で定める期間内において随時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで

) 受け付ける。

- (3) 入札参加資格申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県県土整備部管理課入札制度担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7179

なお、申請書類は、県庁ホームページ(社会基盤>土地・建設業>建設業>令和2・3年度の入札参加資格審査申請について(WTO随時認定))の画面からダウンロードすることができる。

- (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

入札参加資格申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、入札参加資格申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 有効期間

資格を取得した日から令和4年3月31日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年10月以降に予定している令和4・5年度の入札参加資格審査の申請をすること。

6 その他

要綱に基づき5(1)の有効期間に係る資格を有している者(この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ業種の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

宮崎県告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月4日から同年同月18日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	児湯郡高鍋町大字南高鍋字内野々8200番1地先から同郡同町同大字同字8205番地先まで	令和3年3月4日

宮崎県告示第167号

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第62条第1項第1号の規定により、同条第2項に規定する特例道路占用区域として次のとおり指定する。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定の区域及び施設等の種類

指定の区域			施設等の種類
道路の種類	路線名	区間	
県道	宮崎停車場線	宮崎市橋通東3丁目126番3地先から同市高千穂通2丁目1番地先まで(次の図に示す部分に限る。)	道路法施行令(昭和27年政令第479号)第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部道路保全課に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定の期間

令和3年3月4日から令和7年3月31日まで

宮崎県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西米良村	田出之川原	24-1	地滑り
	木浦	24-2	地滑り
	小川東	24-6	地滑り
	越野尾	24-11	地滑り
	二畝之谷	40340	地滑り
	山瀬	40330	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

<p>令和3年3月4日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス三股店 北諸県郡三股町樺山4837番2他</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階</p> <p>3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日 令和3年10月23日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,418.87㎡</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐車場の位置及び収容台数 店舗建物敷地西側 30台(駐車場No.1) 隔地駐車場 25台(駐車場No.2) 合計 55台</p> <p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北西側 10台</p> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側 27㎡</p> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南西側 9㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所 店舗建物敷地南西側及び北西側、隔地駐車場敷地南側</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>8 届出年月日 令和3年2月22日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和3年3月4日から令和3年7月5日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p>	<p>(2) 期間 令和3年3月4日から令和3年7月5日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 令和3年3月4日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 タイヨー清武店 宮崎市清武町大字木原字尾ノ下50番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更する事項 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前) 建物北東側 5台 (変更後) 建物北東側 5台</p> <p>4 変更する年月日 令和3年10月18日</p> <p>5 上記3の変更に係るもの以外の事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社FBS伊藤 代表取締役 伊藤誠二 鹿児島県志布志市有明町伊崎田1274-7</p> <p>(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,330㎡</p> <p>(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数 建物北側 123台</p> <p>② 荷さばき施設の位置及び面積 A棟東側 31.5㎡ B棟北側 15.0㎡ 合計 46.5㎡</p> <p>③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟内東側 14.45㎡ B棟内南東側 1.08㎡ 合計 15.53㎡</p> <p>(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時</p>
--	---

- ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時から午後9時30分まで
- ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 店舗敷地北側及び西側
- ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

6 届出年月日

令和3年2月17日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、
宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年3月4日から令和3年7月5日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和3年3月4日から令和3年7月5日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売
店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、
南浦土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のと
おり届出があった。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	阿波野 和 利	延岡市熊野江町2475番地1
理 事	甲 斐 幸 元	延岡市須美江町 420番地
理 事	甲 斐 伸 久	延岡市熊野江町2046番地1
理 事	佐 藤 一 彦	延岡市須美江町 850番地1
理 事	長 尾 猛	延岡市熊野江町1320番地1
理 事	坪 田 元 晴	延岡市熊野江町72番地

監 事	長 野 博 文	延岡市須美江町 178番地
監 事	萱 野 孝 二	延岡市熊野江町2480番地2

(任期：令和5年5月15日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	阿波野 修 一	延岡市熊野江町2494番地イ号
理 事	甲 斐 幸 元	延岡市須美江町 420番地
理 事	河 野 久 喜	延岡市熊野江町66番地
理 事	阿波野 和 利	延岡市熊野江町2475番地1
理 事	太田尾 博	延岡市熊野江町1336番地
理 事	佐 藤 一 彦	延岡市須美江町 850番地1
監 事	甲 斐 伸 久	延岡市熊野江町2046番地1
監 事	長 野 博 文	延岡市須美江町 178番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、
南浦土地改良区（延岡市）から令和3年1月15日付けで申請のあ
った定款の変更を認可した。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第1項の規定による
次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定に
より、公告する。

令和3年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・7号 中村木崎線
- 施行者の名称
宮崎県
- 事務所の所在地及び名称
宮崎市橋通東1丁目9番10号 宮崎県宮崎土木事務所
- 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

教育委員会規則

宮崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和3年3月4日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第2号

宮崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例第2条第2項に規定する教育職員のうち、宮崎県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が職務を監督する教育職員（以下単に「教育職員」という。）が正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間をいう。）及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理)

第2条 教育委員会は、教育職員の在校等時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（正規の勤務時間から勤務時間等条例第4条の2に規定する代休日を除いた勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について 360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月について 100時間未満
- (2) 1年について 720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において45時間を超える月数について6箇月

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。